

市第42号議案

横浜市墓地及び霊堂に関する条例の一部改正

横浜市墓地及び霊堂に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年9月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市墓地及び霊堂に関する条例の一部を改正する条例

横浜市墓地及び霊堂に関する条例（平成5年3月横浜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「メモリアルグリーン」を「久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地（墳墓地に限る。）又はメモリアルグリーン」に改める。

第13条第4号中「芝生型納骨施設」を「久保山墓地、三ツ沢墓地若しくは日野公園墓地の墳墓地又は芝生型納骨施設」に改める。

別表第3中

芝 生 型 納 骨 施 設	1区画につき	1年間	8,000円
---------------	--------	-----	--------

を

墳 墓 地	1区画につき	1年間	5,000円
芝 生 型 納 骨 施 設	1区画につき	1年間	8,000円

に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## 提 案 理 由

久保山墓地等の墳墓地の管理料を定める等のため、横浜市墓地及び霊堂に関する条例の一部を改正したいので提案する。